

全社
控

テ其主謀者ナリ
其ノ要求事項ヲ全部拒絶シテ
讓歩ノ模様ナキニヨリ附和雷同ノ
状態ニアリシ一級職工ハ忽ク軟化
常ヲ為スニ至リヨリ量ニ解雇ト
ナレルナリ
若クハ解雇トシテ
ルハク嘆願セシメ亦会社ハ懲戒處
合ハ故ヲ以テ拒絶スルニ至リ
會社專屬人夫請願者ニ至リ
ハ被解雇者ノ窮状ニ同情シテ
日其ノ代表者ヲ自宅ニ招致シ懇
其ノ早計ノ行為ヲ裁シタルト共ニ
ニ對シテ右蔭山名義ヲ以テ金百五十
ヲ支給シ右蔭山名義ヲ以テ金百五十
件苦情ヲ申出サレテ誓文ヲ望
本件ハ其解決ヲ告クルニ至レリ

一五〇日
社務部
社文

通令
右様

追テ本月二十七日日本社重役會義ノ
結果(前報)湊金トシテ日結ニ週間
合リ支給スルニ決定セシメ前
般ニ依リ本件ハ自然消滅トナリ
ルニ付申添候
右及申(通)報候也